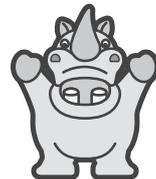


新規・更新手続きのご案内

保障開始日 ▶ (平成26年1月1日)・第1回掛金控除日 ▶ (平成25年12月給与・賞与)

28,000名を超える組合員の皆様にご加入されている「共済生活保険」の新規・更新募集のお知らせです。

下記の日程で制度推進員が各所属にお伺いさせていただきますので、ぜひこの機会にご加入をご検討ください。



5月27日(月)～8月9日(金)^{※1}

●制度推進期間^{※2}

制度推進員が各所属へ申込書・ご案内用紙等を持ってお伺いいたします。(新規ご加入申込希望の方は、制度推進員へお申し出ください。詳しいご説明をお聞きいただき、お手続きをお願いいたします。)

※1 各所属の推進日・推進方法については、所属ごとに異なります。日程等については、各所属所担当課へお問い合わせください。

※2 『共済だより』4月号にてお知らせいたしましたが、個人情報提供停止申出者以外の組合員の方は、本年度も申込書およびご案内用紙は氏名等を打出してご提供させていただきます。

8月9日(金)申込締切日

～保険料等の詳細は、「制度概要チラシ」およびパンフレットにてご確認ください。～

M・F・Eプラン

(抛成型企業年金保険)

M・F・Eプランは、将来の安定した生活に備えて積立を行い、退職後に一時金および年金を受け取っていただく保険です。



①加入資格	加入日(毎年1月1日)に満15歳以上63歳未満の組合員で、申込日現在、健康で正常に就業している方で保険料払込完了年齢(65歳)まで2年以上ある方となります。
②掛 金	前払い制となっており、月払および賞与払があります。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。積立開始は、平成26年1月1日からとなります。

7Lプラン

(新団体定期保険)

現職中に万一のことがあった場合に、遺族共済年金、遺族障害年金の補完として毎月年金をお支払いします。



36歳～40歳の給付例 7Lプラン 充実コース(Aコース)

初年度受取月額
約6.1万円

受取期間
25年

最終年度受取月額
約16.5万円

受取総額
約3,408万円
年金原資3,000万円

①加入資格 (告知事項)	申込日現在、下記告知事項に該当する65歳までの方です。 【現在の就業状態】 本人：申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていない方 配偶者：申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではない方 【現在の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことがない方
②掛 金	前払い制となっており、月払および賞与払があります。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③効力発効	新規加入の場合は、平成26年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効前に発病した疾病や災害により死亡・入院等をされた場合については、給付対象とはなりません。

別 表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

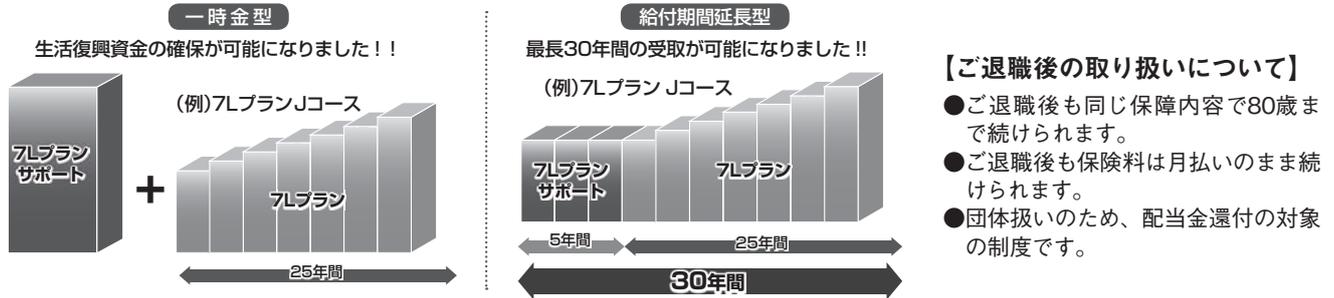


7Lプランサポート (団体定期保険)

現職中に万一のことがあった場合に、7Lプランの給付に加え、7Lプランサポートから一時金もしくは年金形式で給付を行い、ご自身やご遺族を支えていく制度です。

万一(死亡・高度障害)のことがあった場合に、組合員本人やご遺族のために生活費として生活復興資金や生活維持資金等が必要となります。「7Lプランサポート」にご加入いただくことにより、以下のような給付を受けることができます。

7Lプランと合わせて給付を行います。(受取パターンが拡大)



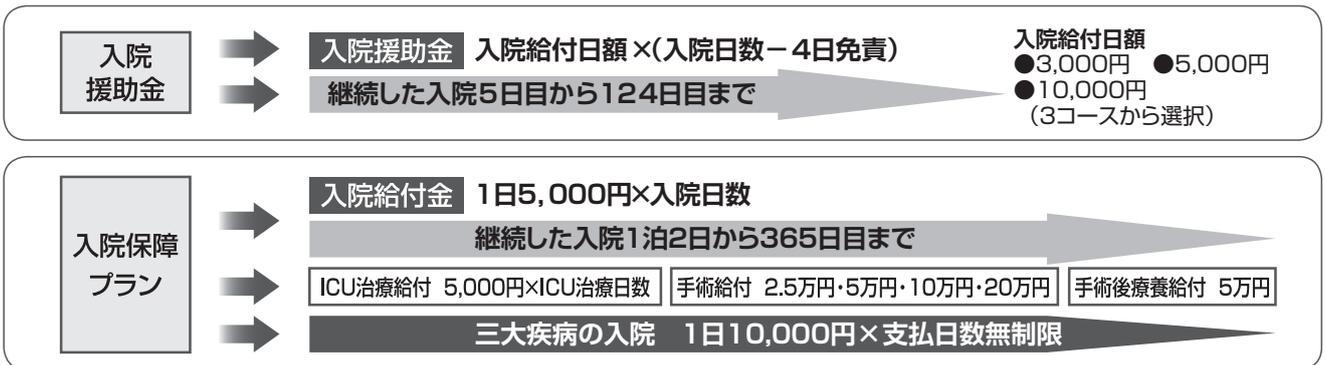
①加入資格 (告知事項)	本人:7Lプランにご加入している組合員本人で、申込現在下記告知事項に該当し、平成26年1月1日現在満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方) 配偶者:本人の配偶者(7Lプランに加入している配偶者)で平成26年1月1日現在満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方) 【現在の就業状態】 本人:申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていない方 配偶者:申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではない方 【現在の健康状態】 本人・配偶者共通:申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上以上の入院をしたことがない方
②掛金	前払い制の月払になります。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③効力発効	新規加入の場合は、平成26年1月1以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

入院援助金・入院保障プラン (医療保障保険) (無配当医療保険)

一般の病気やけがにより入院・治療した場合に支給します。



※入院援助金は、7Lプランの加入が条件です。



①加入資格 (告知事項)	申込日現在、下記告知事項に該当する65歳までの方です。 1. 【本人】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていない方 【配偶者】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではない方 2. 申込日より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていない方 3. 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が14日以上要した病気にかかったことのない方
②掛金	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③効力発効	新規加入の場合は、平成26年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効前に発病した疾病や災害により入院等をされた場合については、給付対象とはなりません。



重病克服支援制度

(無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、一時金として支給。

が ん

急性心筋梗塞

脳卒中

一時金 **200万円 300万円 400万円 500万円**
(4コースから選択)をお支払いいたします。

※死亡・高度障害時には、死亡・高度障害保険金として加入コースに応じてお支払いいたします。
ただし、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。
※リビング・ニーズ特約付…余命6ヵ月と診断された場合、保険金の前払い請求ができます。

①加入資格 (告知事項)	申込日現在、下記告知事項に該当する65歳までの方です。 1. 【本人】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない方 【配偶者】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではない方 2. 申込日より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていない方 3. 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍・ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上以上の入院をしたことのない方
②掛 金	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③効力発効	新規加入の場合は、平成26年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効前に三大疾病に罹患された場合については、給付対象とはなりません。
別 表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病



退職後継続保障制度

(無配当定期保険(Ⅱ型))

死亡・高度障害時に保険金を支給します。退職後も70歳まで同じ保険料率で継続できます。

死 亡

高度障害

一時金 **200万円 300万円 400万円 500万円**
(4コースから選択)をお支払いいたします。

※リビング・ニーズ特約付…余命6ヵ月と診断された場合、保険金の前払い請求ができます。

①加入資格 (告知事項)	申込日現在、下記告知事項に該当する65歳までの方です。 1. 【本人】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない方 【配偶者】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではない方 2. 申込日より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていない方 3. 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表記載の病気により、連続して7日以上以上の入院をしたことのない方
②掛 金	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。配偶者の保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。
③効力発効	新規加入の場合は、平成26年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効前に発病した疾病や災害により死亡をされた場合については、給付対象とはなりません。
別 表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病



訴訟費用保険

専門的職業行為について、建築士(建築主事)・技術士の資格に基づく行為に起因する民事訴訟も補償対象となります。

公務員賠償責任	5,000万円	個人賠償責任	5,000万円	争訟費用	500万円
不慮の事故による死亡	50万円	後遺障害(程度により)	2~50万円		
①加入資格	加入日(毎年1月1日)に満16歳以上65歳未満の組合員				
②掛 金	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成25年12月からとなります。				

お 問 い
合 わ せ 先

共済組合・福祉課
☎048-822-3305

委託保険会社フリーダイヤル
☎0120-115-835

◆平成25年5月27日(月)~
平成26年3月28日(金)
9:00~17:00 土日祝日除く